

新庁舎ネットワーク設計業務委託に  
係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月22日

大村市企画政策部デジタル推進課

## 目 次

1	件名、業務の内容及び履行期間	1
2	提案上限額	1
3	特定方法	1
4	参加資格要件	1
5	スケジュール（予定）	2
6	発注課（問合せ先）	3
7	公募方法	3
8	実施要領の交付の期間、場所及び方法	3
9	参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知	3
10	実施要領に対する質問に関する事項	4
11	提案書等の提出の期限、場所及び方法	4
12	審査	4
13	審査結果の通知及び公表	6
14	契約書作成の要否	6
15	契約締結予定日	6
16	契約手続	6
17	その他重要事項	7

### 様式集 様式第1号～様式第9号

- ・様式第1号：公募型プロポーザル参加表明書
- ・様式第2号：法人等概要書
- ・様式第3号：確約書
- ・様式第4号：大村市税納付状況確認同意書
- ・様式第5号：提案書提出表紙 ※提案書は任意様式
- ・様式第6号：質問書
- ・様式第7号：特定通知書
- ・様式第8号：非特定通知書
- ・様式第9号：参加辞退届

## 1 件名、業務の内容及び履行期間

(1) 件名	新庁舎ネットワーク設計業務委託
(2) 業務の内容	新庁舎に係るネットワークの設計業務、移行計画及び機器調達の仕様書の作成並びに事業費の算定を行う（詳細については、新庁舎ネットワーク設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。）。
(3) 履行期間	契約締結日から令和7年3月31日(月)

## 2 提案上限額

本業務の委託料上限額は、27,588,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものである。

## 3 特定方法

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、受託候補者を特定する。

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、9に記載する参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出の時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、本プロポーザルの参加資格の確認結果を通知する書面（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けたものとする。なお、複数の法人等による共同企業体での参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者であること。
- (5) 大村市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であ

ること。

(8) ネットワーク及びサーバ室の設計、導入及び運用の一連の業務を行うに当たり I C Tとファシリティ（建築設備）面の両方の知識と実績を有する事業者であること。

(9) 次のアからエまでのいずれにも該当する者であること。

ア 「ISO27001」認証又は同等の水準と認められる資格を取得していること。

イ 「JIS Q 15001」認証又は同等の水準と認められる資格を取得していること。

ウ 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金等の管理能力及び技術能力を含む。）を有していること。

エ 長崎県内に問合せ又はサポートが可能な拠点があること。

(10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 参加者若しくは参加者の役員等(その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。

イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用してしていること。

ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。

エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

## 5 スケジュール（予定）

実施要領の交付期限	令和6年8月 1日（木）
参加表明書の提出期限	令和6年8月 2日（金）午後5時まで
参加資格者確認通知書の送付	令和6年8月 5日（月）
実施要領に関する質問期限	令和6年8月13日（火）午後5時まで
実施要領に関する回答期限	令和6年8月19日（月）午後5時まで
提案書等の提出期限	令和6年8月22日（木）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング予定日	令和6年8月28日（水）
審査結果の通知及び公表予定日	令和6年9月9日（月）

契約締結予定日	令和6年9月20日（金）
---------	--------------

6 発注課(問合せ先)

大村市企画政策部デジタル推進課 情報システムグループ  
 長崎県大村市玖島一丁目25番地  
 電話番号 (代表) 0957-53-4111(内線) 384  
 電子メールアドレス jouhou@city.omura.nagasaki.jp

7 公募方法

大村市ホームページ (<https://www.city.omura.nagasaki.jp>) に新庁舎ネットワーク設計業務委託に係る実施要領、仕様書等を掲載し、公募を行う。ただし、仕様書に記載の別紙1「業務補足資料」は、参加表明書を提出した法人のみへ送付する。

8 実施要領の交付の期間、場所及び方法

(1) 期間	令和6年7月22日（月）から令和6年8月1日（木）まで
(2) 場所及び方法	大村市ホームページからのダウンロード 大村市ホームページ <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp">https://www.city.omura.nagasaki.jp</a>

9 参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知

(1) 期限	令和6年8月2日（金）午後5時
(2) 場所	発注課
(3) 方法	持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。なお、参加表明書を提出する場合は、次の書類を提出すること。 ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） イ 法人等概要書（様式第2号） ウ 確約書（様式第3号） エ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類 オ 大村市税納付状況確認同意書（様式第4号） カ 令和6年度の大村市入札参加資格者名簿に登録をされていない者は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）又はその写し（発行後3か月以内のもの）
(4) 確認通知	公募型プロポーザル参加表明書を提出した法人等に対し、令和6年8月5日（月）までに公募型プロポーザル参加資格者確認通知書を電子メールにて送付する。

## 1 0 実施要領に対する質問に関する事項

(1) 期限	令和6年8月13日（火）午後5時
(2) 方法	質問書(様式第6号)を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「新庁舎ネットワーク設計業務委託に係る質問【法人等名】」とし、発注課がメールを受信したことを必ず電話で確認すること。
(3) 回答	確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた者からの質問に対する回答を令和6年8月19日（月）午後5時までに大村市ホームページに随時掲載する。 大村市ホームページ <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp">https://www.city.omura.nagasaki.jp</a>

## 1 1 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 期限	令和6年8月22日（木）午後5時
(2) 場所	発注課
(3) 方法	持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。なお、提案書等を提出する場合は次の書類を提出すること。また、提案書等の作成に当たっては、(別紙)新庁舎ネットワーク設計業務委託提案書作成要領を参照すること。 ア 提案書提出表紙（様式第5号） イ 提案書（任意様式） ウ 見積書及び内訳書（任意様式）  (留意事項) ※ アからウまでの書類は、それぞれ原本1部及び写し10部を提出すること。 ※ 提案書には、提案者を特定することができる会社名、ロゴマーク等は記載しないとこと。提案者を特定することができる内容が記載された場合は、失格とすることがある。

## 1 2 審査の実施

提案書等に基づくプレゼンテーションによる説明及びヒアリングによる審査を実施する。

<実施予定日、実施予定場所及び実施方法>

(1) 実施予定日	令和6年8月28日(水)
(2) 実施予定場所	大村市役所第1会議室
(3) 実施方法	<p>ヒアリング等により、提案書等の内容を審査し、審査委員会において、評価項目に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が6割以上かつ最も高い法人等を受託候補者として特定する。なお、ヒアリングの実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 各提案者のヒアリング等の時間は、35分程度とし、プレゼンテーションを15分以内、質疑応答を20分程度とする。また、入退室の時間(準備・撤去作業を含む。)を5分程度設け、その時間は、ヒアリング等の時間に含まないこととする。</p> <p>イ ヒアリング等に出席できる者は、パソコン等の機器を操作する者を含め、3名以内とする。</p> <p>ウ 対象者は、他の対象者のヒアリング等を傍聴することはできないこととする。</p> <p>エ ヒアリング等は、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差替え及び追加資料の配布は、認めない。</p> <p>オ ヒアリング等に使用するプロジェクター及びスクリーン、映像出力用ケーブル(VGA・HDMI)及び電源用コードリールは、発注課で準備する。それ以外の機器は、各対象者が準備する。</p>

<評価基準>

審査については、次の基準に基づき行うものとする。

(1) 選定項目及び配点

評価項目	評価事項	評価基準	配点
業務実施体制	業務実績	本業務の内容と同種又は類似の業務について、十分な実績があるか。	20点
	実施体制	本業務を遂行するに当たり、十分な人員体制を整えているか。業務責任者等の実績は十分か。	
業務提案内容	調査研究・課題整理	本市の状況・課題について、高い理解を有しているか。	60点
		本市にとって、有益な独自提案があるか。	
	機能要件	<p>システム設計(セグメント、ネットワーク構成等)の方針が明確に示され、適切な説明がされているか。</p> <p>提案システムのコンセプトや特徴が本市にとって有益であるか。維持管理の手間及びそのコスト低減を考慮した提案か。</p>	

	可用性・拡張性	安定性や信頼性を高める構成であるか。また、将来のシステム増強や負荷増に対応可能な構成であるか。	
	スケジュール	具体的かつ確実性のあるスケジュールであるか。	
その他	企画提案書・プレゼンテーション	企画提案書が分かりやすく、説得力があるか。提案の趣旨が明確で取組意欲があり、適格な対応ができていないか。	20点
	提案見積額	最低提案見積額÷提案価格×配点	
合計点			100点

(2) 提案者が1者のみの場合の審査

プレゼンテーションを実施し、審査委員会で審査を行う。

1.3 審査結果の通知及び公表

(1) 通知及び公表の予定日	令和6年9月9日(月)
(2) 方法	受託候補者として特定した法人等に対しては特定通知書(様式第7号)を、受託候補者以外の法人等に対しては非特定通知書(様式第8号)を電子メールにて送付する。 審査委員会による審査結果は、大村市ホームページに掲載する。 大村市ホームページ <a href="https://www.city.omura.nagasaki.jp">https://www.city.omura.nagasaki.jp</a>

1.4 契約書作成の要否

要

1.5 契約締結予定日

令和6年9月20日(金)

1.6 契約手続

受託候補者として特定した法人等に対し、その提案内容について確認(提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等)を行うとともに、仕様、価格等について協議を行う。協議の結果、市が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、審査において次点となった提案者を次点受託候補者として同様の手続を行うものとする。

なお、確認作業は、受託候補者の協力の下で行うものとし、確認結果について異議を申し立てることは認めない。

## 1.7 その他重要事項

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、市の判断で失格とし、既に提出された提出書類は、無効とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 参加表明書の提出の日から契約を締結するまでに、参加資格要件を満たさない事実を確認した場合
  - ウ 公正を欠く行為があったと認められる場合
  - エ その他本要領に違反する行為があると認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。また、契約締結後に虚偽の内容が記載されていた事実を確認した場合は、契約を解除する場合があります、契約を解除したときは着手等により発生した費用の支払には応じない。
- (3) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出期限までに参加表明書が提出されなかった場合及び参加資格要件を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができない。
- (5) 法人等が提案した見積価格が提案上限額を超えた場合は、当該法人等は失格とする。
- (6) 市への提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類は、新庁舎ネットワーク設計業務委託に係る受託候補者の特定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。なお、提出書類を公表その他の目的に使用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るものとする。
- (8) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書等の提出の期限までに参加辞退届(様式第9号)を発注課に持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は提案書の提出の期限までに必着すること。
- (9) 提出期間後における参加表明書、提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書、提案書等に記載した配置予定の技術者は、死亡、退職その他市長が認める場合を除き、変更することができない。